

再公示：

次の案件については2015年8月5日に公示しましたが、応募がなかったため再公示します。

番号：150578

国名：スーダン

担当：スーダン事務所

案件名：「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト終了時評価調査（2）（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月上旬から2015年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 O. 50M/M、現地 O. 67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	20日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	スーダン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 :

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は
本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

スーダンでは、南スーダンの分離独立による石油収入の大幅な減少や、年間2%以上の人口増加に伴う食料需要の増大に対応するため、GDPの約35%、労働人口の約60%を占める農業セクターの成長が、経済基盤強化、貧困削減、及び食料安全保障の観点から、国家の最重点課題の一つとなっている。しかしながら、ソルガム、小麦、ゴマ、綿花、落花生を主要作物とするスーダンの農業生産は長期に渡って停滞しており、小麦の国内消費量が急激に伸びる一方で、畜産物等の輸出が伸び悩んでいるため、農產品の輸入超過状態が続いている。

こうした状況下、スーダン政府は農業分野の国家戦略として、農畜産物の輸出振興や貧困削減、食料安全保障を上位目標に掲げた「農業再活性化計画（Executive Programme for Agricultural Revival）」を2008年4月に策定した。同計画では、ダムや灌漑水路の整備、農作物の栽培面積の倍増、園芸生産の拡大などによって農業の生産性および競争力を向上させるとしている。また、輸入代替・輸出振興の観点から小麦に次ぐ戦略作物とされる米の生産振興を図るために、2005年に稲作推進プロジェクト（National Rice Project）を連邦農業省内で発足し、稲作開発計画の策定や、白ナイル州、ゲジラ州を中心としたパイロット栽培を行っている。しかしながら、スーダン政府による農業開発計画の実施は限定的であり、その背景には政府機関の行政能力や開発計画の策定及び実施能力の低さがあると指摘されている。このため、スーダンの農業開発計画の実施において中心的な役割を担う連邦農業省及び各州の農業省のキャパシティ・ディベロップメントが急務となっている。

かかる状況の下、JICAは技術協力「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクトを実施し、「農業再活性化計画」の実現に必要な連邦農業省及び各州農業省のキャパシティ向上を目標とし、人材育成・組織能力強化モデルシステムの開発及び適正稲作技術の開発に係る計画・実施・モニタリングの促進を図っている。本プロジェクトは、連邦農業省及びゲジラ州、白ナイル州、リバーナイル州、北部州、ゲダレフ州、センナール州の農業省をカウンターパート（C/P）機関としている。プロジェクト期間は当初、2010年3月から2014年3月までの4年間であったが、2013年10月に実施された終了時評価において、プロジェクト目標・成果の大半を達成しているものの、成果2「適正稲作技術の開発に係る計画・実施・モニタリングが促進される」に関して、稲作技術開発および普及員能力強化に関する成果指標が未達成と評価され、これらを達成するためのプロジェクト期間延長が提言された。これを受けて、プロジェクト期間を2016年3月までの2年間にわたり延長することを定める討議議事録（R/D）が2014年2月に締結された。現在、6名の専門家（総括／稲作開発プログラム、副総括／稲作栽培1、稲作栽培2、稲収穫・収穫後処理、栽培環境分析・雑草防除、業務調整／陸稻栽培モニタリング・評価）を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2016年3月のプロジェクト延長期間の終了を控え、延長期間中におけるプロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年10月上旬）

①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、

プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他スーダン側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015 年 10 月上旬～10 月下旬）

- ①JICA スーダン事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に JICA スーダン事務所を通じて関係機関位配布した質問票を回収、結果を分析するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びスーダン側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びスーダン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じ、PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA スーダン事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2015 年 10 月下旬～11 月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（2014年4月）（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます（見積を計上して下さい）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年10月9日～2015年10月28日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

また、本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）。

- ・総括／稻作開発プログラム（短期専門家：2015年10月～11月）
- ・副総括／稻作栽培1（短期専門家：2015年10月～12月）
- ・稻作栽培2（短期専門家：2015年10月～11月）
- ・稻收穫・収穫後処理（短期専門家：2015年10月～11月）
- ・業務調整／陸稻栽培モニタリング・評価（短期専門家：2015年10月～11月）

③便宜供与内容

当機構スーダン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
 - あり
- イ) 宿舎手配
 - あり
- ウ) 車両借上げ
 - 全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上
 - 英語↔アラビア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
 - 現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家・C/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
 - なし

（2）参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部 農業開発第二グループ第五チーム

(TEL:03-5226-8409) にて配布します。

- ・終了時評価調査（2013年10月）報告書
- ・期間延長にかかる討議議事録（R/D）（PDMを含む）
- ・「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト（2）業務進捗報告書（第2号）
- ・「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト（2）ワークプラン（第2年次）

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②スーダン国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAスーダン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じて下さい。

③スーダン国内における移動許可証取得のため、契約締結後速やかに入国査証を取得し、JICAスーダン事務所へ旅券・査証コピーの事前提出をお願いします。

④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上